

審 査 決 定 報 告 書

建設企業委員会

令和7年第4回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第75号ほか11件の審査の経過及び結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、12月11、12日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりあります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第75号 水戸市景観条例

本案は、水戸市景観計画（第2次）の策定に伴い、規定全般を見直すため、条例を全部改正するものであり、景観法に基づく届出に係る事前協議の目的等について、市内の景観重要建造物の指定状況や管理方法の基準について、民間の建造物への対応について、景観重要樹木の指定基準について、今後の周知方法について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「本条例の改正内容について、市民や事業者へ効果的な周知を行い、協働による良好な景観づくりを推進されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第82号 水戸市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

本案は、駐車場法施行令の改正により変更となる共同住宅に係る駐車場の附置基準について、従前と同様の基準を維持するため、関係規定の整備を行うものであり、駐車施設の附置義務台数等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第88号 水戸市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

本案は、災害等の非常時において、他自治体の指定事業者による給水装置や排水設備等の工事を可能とするため、関係規定の整備を行うものであり、適用条件や対象となる工事について、本市に登録している指定事業者数について、東日本大震災時の状況について、他自治体の指定事業者による施工後に不具合が生じた場合の対応策について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 議案第95号 指定管理者の指定について（都市公園等）

本案については、水戸市公園協会における維持管理業務の実施状況及び人員体制等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

5 議案第96号 指定管理者の指定について（水戸市本町駐車場等）

本案については、候補者選定における審査項目の詳細について、候補者からの提案内容について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

6 議案第101号 市道路線の認定について

本案については、県庁南地区地区計画区域内の開発道路の市道の認定状況について、県からの移管となる酒門402号線について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

7 議案第107号 令和7年度水戸市一般会計補正予算（第4号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表債務負担行為補正中建設企業委員会所管分

本案については、千波公園パークPFI事業地内における地下埋設物の処分に伴い発生する追加費用の内訳について、実施協定におけるパークPFI事業者と市の責任割合について、地下埋設物の埋設範囲について、整備完了後の効果について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上のはか、議案第83号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例、議案第89号 指定管理者の指定について（水戸市内原町仲丸児童遊園等）、議案第97号 指定管理者の指定について（水戸市常磐町駐車場）、議案第98号 指定管理者の指定について（水戸市赤塚駅北口駐車場）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

そのほか、議案第108号 令和7年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第1号）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第75号、議案第82号、議案第83号、議案第88号、議案第89号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第101号、議案第107号中第1表中歳出中第8款及び第2表債務負担行為補正中建設企業委員会所管分、議案第108号

以上、原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和7年12月16日

水戸市議会議長 松本勝久様

建設企業委員会

委員長 後藤通子